

会議録（1）

会議の名称	令和5年度 第2回 飯能市障害福祉審議会
開催日時	令和5年9月26日（火） 開会 午後6時00分 閉会 午後8時00分
開催場所	飯能市役所別館2階会議室
会長氏名	曾根 直樹
出席委員	曾根 直樹 角田 健一 大森 三起子 窪寺 朋子 桑山 和子 齋藤 みどり 坂本 美津子 佐藤 智恵美 原 陽一 樽澤 久美子 双木 和宏 西澤 元 吉岡 かおる
欠席委員	岡田 京子 神山 秀昭 小島 崇幸
説明者の職氏名	福祉子ども部長兼福祉事務所長 内沼 和彦 障害福祉課長兼つぼみ園長 浅見 礼子 障害福祉課主幹（相談支援1担当）山本 賢 障害福祉課主幹（相談支援2担当）神立 浩美
傍聴者の数	なし
会議次第	別紙のとおり
配布資料	別紙のとおり
事務局職員職氏名	福祉子ども部長兼福祉事務所長 内沼 和彦 障害福祉課長兼つぼみ園長 浅見 礼子 障害福祉課主幹（相談支援1担当）山本 賢 障害福祉課主幹（相談支援2担当）神立 浩美 障害福祉課つぼみ園副園長 関根 桂子 障害福祉課主査（総務担当） 林 久乃 障害福祉課主任（総務担当） 阿部 言美 障害福祉課主事（相談支援2担当）那須野 辰也 障害福祉課主事補（相談支援1担当）稲原 遼
飯能市委託事業所	飯能市すこやか福祉相談センターいなり町 野崎 光子 飯能市すこやか福祉相談センターさかえ町 有賀 りつ子 飯能市すこやか福祉相談センターみなみ町 山口 晋 飯能市すこやか福祉相談センターはちまん町 森田 亜由美 飯能市精神障害者地域活動支援センター希望 萩原 純子 飯能市障害者就労支援センター 萩原 邦男
委託業者	有限会社 地域政策ネットワーク研究所 野上 隆憲

会議録（２）

議事録の概要（経過）・決定事項	
1	開会（午後６時００分） 障害福祉課長
2	あいさつ 会長
3	諮問 第５次飯能市障害者計画・第７期飯能市障害福祉計画・第３期飯能市障害児福祉計画について（諮問）
4	議事 (1) 第５次飯能市障害者計画（素案）について 事務局より説明を行い内容について了承を得た。 (2) その他 審議後、さらに意見がある場合は、１０月６日（金）までに意見票の提出を求めた。
5	閉会（午後８時００分） 職務代理
備考	

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
会長	<p>それでは、次第4議事に入ります。</p> <p>「第5次飯能市障害者計画」素案について、基本目標の1から4まで説明をお願いします。</p>
主幹 (相談支援1担当)	(資料により説明)
会長	何かご意見やご質問がございましたら、お願いいたします。
会長	<p>22・23ページの関連法令について、まだスペースがあるので、必要な法律を網羅した方が良いと考えます。例えば、権利擁護の関係で成年後見制度利用促進法や、防災も関係するので災害対策基本法も入れた方が良いでしょう。他にも、難病の患者に関する医療等に関する法律、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律、障害者優先調達推進法など、もう少し補足していただくと良いと思います。</p>
委員	障害者虐待防止法と精神保健福祉法も入れた方が良いでしょうと思います。
委員	<p>44ページの児童発達支援センターの設置について、前回の審議会で「飯能ならでは」とは何かという話があり、それに関して障害児支援部会で議論を行いました。飯能市は山間部があり、県内の市町村の中でも面積が広いという特性を考えると、アウトリーチの活動がより重要になるのではないかと思います。山間部に児童発達支援センターが出張することで利用者が相談しやすくなり、支援者も情報提供等ができ細かいところまで支援が行き届きます。そのことで生活の幅が広がって地域生活のプランを描きやすくなるのではないかと思いますという話になりました。</p>
会長	<p>大変重要な指摘だと思います。制度としては、居宅訪問型児童発達支援や保育所等訪問支援があると思いますが、アウトリーチとあわせてもう少し強調して明記すると良いと思います。</p>
委員	<p>37ページの基幹相談支援センターの機能強化について、直営での実施とのことですが、実際に何名くらいの職員が専従するのかなど、実際に進めるにあたり議論を尽くしてほしいと思います。</p>

委員	<p>中心市街地の活性化の取組で、ハード面のバリアフリーだけでなく、飯能市の街中には気軽に相談できるサロン活動があります。障害者支援協議会にも地域福祉組織の方が参画していますし、素案にも地域福祉力の向上とか心のバリアフリーと書いてありますので、障害福祉だけでなく様々なところと連携しながら、相談を当たり前のように拾い上げられるような取組を入れていくと良いと思います。障害福祉サービスにつながらないような方にも、居場所として紹介できる取組があるので、そういったことも計画に盛り込むと場の広がりが増えてくるかなと思っています。</p>
会長	<p>今のお話は、地域福祉計画の中で記載があるかと思いますが、障害者計画等と連動したほうが良いということでしょうか。</p>
委員	<p>そのとおりです。基幹相談支援センターと総合相談の連携については、早期に市としての一元的な相談支援体制のグランドデザインを検討して示さなければ、総合相談窓口がどういう位置付けにしていくかが決まらないと思います。どこまでを障害者計画に書くのかについては難しい問題だと思います。</p>
会長	<p>この議論は事務局としてはどのように捉えていますか。</p>
主幹 (相談支援1担当)	<p>飯能市ではふくしの森ステーションでコミュニティソーシャルワーカーが日常生活圏域で「福祉なんでも相談」を実施し、身近な相談窓口となっています。その中で、世帯の複合的な課題が表出すると、健康づくり支援課の地区担当保健師や地域包括支援センターと、市障害者相談事業の委託先であるすこやか福祉相談センターが関わり、個別支援連携による総合相談対応となります。これらの取組は、圏域単位でチームができつつあります。現状では、直営での基幹相談支援センターになろうかと思っていますので、これらの取組との整理をし実際の取組をイメージできるような文言で修正したいと思っています。</p>
会長	<p>4ページに、飯能市内の各種計画が書かれています。ここに言葉を足して、それぞれの計画が相互に連携を図りながら進めていくというのを理念的に示していくというのはどうでしょうか。</p>
主幹 (相談支援1担当)	<p>その方向で検討いたします。</p>
委員	<p>自分も地域で活動していて、相談を受ける人、支援する人、そしてその方にならずと寄り添い伴走していく人がいます。そのネットワークの構築が早い段階で必要だと思います。</p>

委員	<p>42ページの居住支援の仕組みづくりについては、単身の高齢者や障害者が多くなっていて、国も施策を考えているところだと思います。退院支援とともに居住支援も充実していれば、新しいスタイルが生まれるのではないかと思います、自立のきっかけになるのではないかと期待しています。居住支援法人はどのようなものか分からないので、ご説明いただくと助かります。</p>
主幹 (相談支援1担当)	<p>埼玉県が所管する法人です。様々な住宅確保要支援者について、居住の場での支援をしていく取組です。居住支援法人は市内にはまだありませんが、県内にあるいくつかの法人と、個別の支援で連携が始まりつつあります。次期計画に位置付け連携をすすめていきたいと思っています。</p>
委員	<p>36ページの成年後見制度の関係で、普及啓発に力を入れているところだと思いますが、運営する施設の利用者が申込みをしたところ、人数的に受け入れが難しいとのことで断られてしまいました。市民後見人の養成が不足しているのかなと思います。</p>
会長	<p>どういう経緯があったのかご説明いただけますか。</p>
委員	<p>当社会福祉協議会では法人後見を行っていますが、現状では人員体制が整わないところがあり「対応が難しい」というお話をさせていただいたところです。今後、社会福祉協議会としてどのような方をお引き受けするか、適切に法人後見が行き届くように整備をしていきたいと考えています。</p>
会長	<p>飯能市は成年後見制度利用促進計画があると思いますが、その中では法人後見人の取組の促進はどう書かれていますか。</p>
主幹 (相談支援1担当)	<p>社会福祉協議会に成年後見センターに委託しており、本市では法人後見制度の担い手として市民後見人の養成を進めるなどの位置づけをし推進しています。</p>
委員	<p>飯能市では、社会福祉協議会による法人後見の取組は、すでに人口の多い近隣市と同じくらいの人数を抱えて積極的に行っていると評価できます。しかし、後見人を希望される方はそれ以上に多く、運営委員会では引き受ける人をもっと厳選した方が良くはないかという議論もしています。今後も、希望される方は多くなっていくと思うので、本当に社会福祉協議会が引き受けたほうが良いケースなのかよく検討し、年齢の若い障害者など継続性が高い方を積極的に引き受けるなどの工夫も必要と感じます。</p>
会長	<p>成年後見制度利用促進計画と関係がありますね。今日の議論は他の計画との関連に対する意見が多いという印象です。関連する計画について明記する必要</p>

委員	<p>がありますが、そうすると全てを障害者計画に記載しなければいけなくなりかねないので、その辺は工夫していただきたいと思います。</p> <p>計画にどのように落とし込んだら良いか分からないのですが、強度行動障害のある方の兄弟がひきこもりになっているケースが多いです。保護者の方も一生懸命関わってはいるものの、兄弟児には手が回らず2次的な障害が発生しているのに周りからは見えにくいという問題があります。こういった状況に焦点を当てるような支援を考えていく必要があるのかなと思います。</p>
会長	<p>療育・発達支援等の充実で障害のある子どもや家族への支援の項目はありますが、より具体的に記載するべきということでしょうか。</p>
委員	<p>子どもというより、すでに大人になっている20代や30代のケースです。</p>
会長	<p>大人になってひきこもっている方への支援は他の計画で対応していますか。若者支援、生活困窮の中でもひきこもりの問題は出てくるかと思いますが、44ページは子どものことなので、該当しないという指摘だと思います。</p>
委員	<p>48ページにも記載はありますが、ひきこもりの方を医療につなげることについてです。いきなり医療ではなく、それよりも前に、見えないところでのひきこもりの問題は結構多いような気がします。</p>
主幹 (相談支援1担当)	<p>38ページの一人ひとりのニーズに対応した支援の充実の項目で世帯への支援、兄弟への支援ということがわかるような形で表記していきたいと思います。</p>
会長	<p>強度行動障害でなくても同じようにひきこもりの境遇の方もいるので、様々な角度から状況を整理していただければと思います。</p>
委員	<p>43ページの共に学び育つ保育・教育の充実についてです。小さな子どもでも本人の気持ちがあると思いますが、それを言えない子どもが知らない間に親や先生や支援者が作ったレールに乗り、自分が思っていた将来と違う形になってしまったお子さんが増えているのかなと思う出来事がありました。お子さんが自分の意思を出せることが大切だと思います。</p>
会長	<p>34ページの意味決定支援の推進のところ、子どもから大人まで意思決定の尊重を強調して書いていただくと良いと思います。</p> <p>また、42ページの居住支援のところ、対象者に強度行動障害だけでなく医療的ケアのある方も加えていただきたいと思います。</p>

会長	では基本目標の5から8まで、事務局の説明をお願いします。
主幹 (相談支援1担当)	(資料により説明)
会長	何かご意見やご質問がございましたら、お願いいたします。
委員	基本目標5の特定検診の充実に関して質問ですが、飯能市では遠隔地の施設を利用している方でも特定健診が受けられる制度はありますか。運営するグループホームに居住する市外の方がいらっしゃいますが、その市町村まで連れていかないと特定検診を受けられない状況です。何か良い方法はないのでしょうか。
主幹 (相談支援1担当)	ご指摘のとおり現状では対応できておりません。
会長	柔軟に対応している自治体はあるか、情報があったら次回に教えてほしいと思います。
委員	精神疾患の方を診ているので、精神科領域のことをしっかりと盛り込んでいただきたいと思っています。単純に自らの意思決定を尊重するという言葉だと少し薄く感じ、パーソナルリカバリーには当事者に加えて関わる方々のスキルがすごく重要になってきます。精神科は岐路に立たされていて、入院中心から早期退院とか在宅支援が大切だという思いで支援しています。単なる地域移行という言葉で済ませるのではなく、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にも積極的に取り組んでいる自治体だということをもっと打ち出しても良いと思います。
主幹 (相談支援1担当)	次週の審議会で障害福祉計画素案の中でご説明する予定です。障害者計画では精神科の関係については、基本目標5のこころの健康づくりで記載していますが、現状では、パーソナルリカバリーにまでは踏み込んだ記載はありません。
会長	次週の審議会でもたご意見をいただければと思います。
委員	57ページの防災対策について、運営しているグループホームが1つは川沿い、もう1つは土砂災害の心配がある山裏にあるので、災害時には避難場所にお世話になる可能性が高いです。記載があるように、障害者が避難所生活で安心してできるような体制を備えていただきたいと思っています。

委員	基本目標 8 の安心安全で防犯体制の強化とあるが、障害のある方は犯罪に巻き込まれることや期せずして犯罪に疑われることがあります。飯能市では防犯体制について、例えば防犯カメラの設置状況など、どのような方向性を持って取り組んでいるのかお聞きしたいです。
会長	所管はどこになりますか。
主幹 (相談支援 1 担当)	生活安全課及び防災危機管理室となります。
福祉子ども部長	飯能市でも事件等があつて、自治会からも防犯カメラの要望が出ています。防犯カメラを付けることによってもちろん防犯対策になりますが、プライバシーのこともあるので慎重に検討しているところです。
委員	基本目標 8 の災害時要援護者の支援プランで個別支援計画書兼避難行動支援者登録書作成への働きかけとありますが、個別支援計画と一緒に作っていくと捉えて良いのでしょうか。重度の障害の方だと、施設で避難行動支援計画を作るよつという話もあるので、以前から個別支援計画の中で作れると良いかなと思つていました。その辺がはっきりするとありがたいです。
主幹 (相談支援 2 担当)	各自主防災に登録をしていただくことで避難行動支援者として登録されます。それとは別に、飯能市では数年前から、特に医療的ケアが必要な方について順次に災害時個別避難計画を作成しています。計画相談員を中心に訪問看護や保健所、地区担当保健師と一緒に計画を作つていて完成には 1 年くらいかかっているのが現状です。個別避難計画を待たずに避難行動支援者登録書登録をお願いしています。
会長	個別支援計画書は災害時個別避難計画書と読み替えた方が良いのですか。
主幹 (相談支援 2 担当)	災害時個別避難計画書と捉えています。
会長	とすると、そのように書いた方が良いと思つます。個別支援計画だと、相談支援専門員が作成する個別支援計画と間違いやすいです。
委員	災害時個別避難計画は誰が作つて管理するのですか。
主幹 (相談支援 2 担当)	主には、計画相談員が中心となり、関係者、ご本人とご家族と相談しながら作成します。完成後は、防災危機管理室に提出し共有しています。今現在では、

	片手にもならないくらいの作成状況です。
委員	それでは、いざというときにはどこが中心になって動いてくれるのですか。
主幹 (相談支援2担当)	そのことも個別避難計画の中で決めていきます。
会長	現段階で完成しているのは片手にもならないということで、では全員完成するまで何年かかるのかと思ってしまいます。作成を加速していくための手立てを書かなくて良いのですか。
主幹 (相談支援2担当)	代わりにということではないですが、避難行動支援者登録書は、最低限のその方の状況、例えば薬や必要なものが書かれたものになっているので、そちらの登録を促しています。
委員	避難行動支援者登録書について伺ったことがなく、用紙も見ることがありません。対象者に個人的に周知されていくような形にする必要があるのではないのでしょうか。
主幹 (相談支援2担当)	検討します。
会長	個別避難計画書相当なボリュームがあるのですか。なかなか作成が進まない理由はどこにあるのでしょうか。
主幹 (相談支援2担当)	重症度の高い方から取りかかっているのですが、検討事項が多くさらに時間がかかってしまっています。例えば電源の確保について議論しています。
会長	相談支援専門員が計画を立てているのですから、同時並行的に進められないかとも思います。電源喪失して命を落としてしまうような方は細かく計画を立てる必要はあると思いますが、行動障害の方は避難先を確保すること自体が難しいと思います。それぞれの状態に応じた個別避難計画が必要だと思っていて、それが順番でないとできないというのがよくわかりません。災害はいつ起こるかわからないので、もう少し効率的に進めていく方策を考えないと現実的でないと思います。
課長	今年度から本格的に防災危機管理室と話をして、ここで計画に入れ始めた取組です。まだ計画に落とし込む段階でこれから体制を作っていきたいと思っています。貴重なご意見をいただいたので、事務局の方でも進め方について検討

<p>会長</p>	<p>しスムーズな方法を検討したいと思います。</p> <p>4ページの関連計画に飯能市地域防災計画も位置付けてほしいと思います。災害時の個別避難計画が必要な方が何人いてこの期間までに全員作成するという、ロードマップを示す必要があると思います。</p>
<p>委員</p>	<p>59ページに公共施設のバリアフリー化とありますが、飯能市に優先的に考えてほしいのが、保健センターのバリアフリー化です。ベビーカーで上の階に上がれないなどの問題もあり、保健センターの在り方について考えたほうが良いと思います。</p>
<p>部長</p>	<p>市の建物の多くが高度成長期に作られたもので、修繕等について保健センターも含めて庁内で検討を進めているところです。ただ、莫大な費用がかかるためすぐにできるものではないことをご理解いただきたいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>21ページのSDGsのところ、障害者計画とどのように紐つけているのか知りたいです。例えば、安全な水とトイレの項目は、どこに関連しますか。</p>
<p>主幹 (相談支援1担当)</p>	<p>SDGsは庁内全体として取組を進めていて、総合振興計画でも位置付けであります。現在、庁内で策定中の各計画にも位置付けるよう検討中です。本計画素案の、現段階では個々の基本目標に対しての紐つけはしていませんが、庁内での調整をいたします。なお、安全な水とトイレについては、トイレのバリアフリー化・ユニバーサル化などが例示されているものです。</p>
<p>委員</p>	<p>基本目標6で、障害者雇用率が来年から段階的に上がっていくと思いますが、次回の障害者計画の方で目標数値を上げる予定はありますか。</p>
<p>主幹 (相談支援1担当)</p>	<p>飯能市としては、市長部局及び教育部局で障害者雇用率の達成に取り組んでいます。障害者計画・障害福祉計画上に雇用率について指標設定は致しません。</p>
<p>会長</p>	<p>計画については、国の基本指針をベースにするということによろしいですか。</p>
<p>主幹 (相談支援1担当)</p>	<p>そのとおりです。</p>
<p>会長</p>	<p>以上で議事は終了となりますので、これを持ちまして、議長の任を降ろさせていただきます。委員の皆様、ご協力ありがとうございました。</p>

議事の内容・概要を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和 年 月 日

議長の署名